

三 信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があったとき（信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき）。

四 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。

2 前項第四号による届出の場合（運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。）は、第二条第一項第五号又は第六号の書類を添付しなければならない。

（書類及び帳簿の備付け）

第二十八条 受託者は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

一 信託行為及びこれに附属する書類

二 利害関係者の名簿及び履歴書

三 運営委員会等の議事に関する書類

四 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

五 資産台帳及び負債台帳

六 官公署往復書類

七 その他必要な書類及び帳簿

（業務の監督）

第二十九条 文部科学大臣は、法第二条及び同法第四條第一項の規定により、受託者に対し、報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、その職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 文部科学大臣は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第四條第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、公益信託の監督上必要があるとき、法第四條第一項の規定により、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。

4 第一項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。（公益信託の終了の報告等）

第三十条 受託者は、信託が終了したときには、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

二 信託の清算終了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

附則

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

○文部科学省令第二十九号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第十三條第一項及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）第七條の規定に基づき、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）及び著作権法施行令を実施するため、著作権法施行規則及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

文部科学大臣 渡海紀三朗

著作権法施行規則の一部改正

第一条 著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中、「第三十七條各号」を、「第三十六條第一項各号」に、同条第二項中「第三十八條第一項」を、「第三十七條第一項」に改める。

別記様式第六中、「~~別記様式第六~~」を、「~~別記様式第六~~」に改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（昭和六十一年文部省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三号中、「第三十七條各号」を、「第三十六條第一項各号」に、同条第二項中「第三十八條第一項」を、「第三十七條第一項」に改める。

附則

この省令は、信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

○農林水産省令第四号

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）及び証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）の施行に伴い、並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）及び商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

農林水産大臣 若林 正俊  
経済産業大臣 甘利 明

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年 通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第三十條」を、「第三十條第一項」を、「第五條第一項」に改める。

第二条中、「第十條第一号」を、「第四條第一項第一号」に改める。

第三条中、「第三十一條第一項第七号」を、「第五條第一項第八号」に改め、同条第二号中、「執行役員又は監査役」を、「会計参与、監査役又は執行役員」に改め、同号中、「氏名」の下に、「又は名称」を加える。

第四条中、「第三十一條第二項（法第三十三條第二項）」を、「第五條第二項（法第八條第二項）」に改め、同条第二号中、「登記事項証明書」を、「登記事項証明書、以下同じ。」に改め、同条第三号中、「取締役」の下に、「会計参与」を加え、第十條を、「第四條第一項」に改め、書面」の下に、「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）を加え、同条第四号中、「取締役」の下に、「会計参与」を加え、第六條第一項第四号イ」を、「第六條第一項第四号イ」に改め、同条第五号中、「別記様式第二号」の下に、「又は第二号の二」を、「取締役」の下に、「会計参与」を、「履歴書」の下に、「又は沿革」を加え、同条第七号中、「第三十二條第一項各号」を、「第六條第二項各号」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 別記様式第五号により作成した株主の名簿及び利害関係人（令第八條第一号及び第三号並びに第四号（第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げるものに該当するものをいう。第八條第七号において同じ。）である商品取引員の名簿

第四條第九号中、「貸借対照表」の下に、「（関連する注記を含む。）」を、「~~貸借対照表~~」を、「~~貸借対照表~~」の下に、「（関連する注記を含む。）」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 商品投資顧問業者の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度（次条第一項において、「収支見込対象期間」という。）における当該業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。次条第一項第一号において同じ。）の見込みを記載した書面、当該業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

第四條に次の一号を加える。

十一 営業所の所在地、平面図、面積及び人員を記載した書面

第四條の次に次の一条を加える。

（許可の審査基準）

第四條の二 主務大臣は、法第五條第一項（法第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請（次項において単に「申請」という。）が法第六條第一項第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する事業年度にあっては、業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）を通じて令第五條第一項に規定する額（同条第二項に規定する会社にあつては、同項に規定する額）を下回らない水準に維持されると見込まれること。

二 商品投資顧問業者の収支の見込みが、収支見込対象期間内に黒字になると見込まれること。

以下この号において同じ。）を、「~~損益計算書~~」の下に、「（関連する注記を含む。）」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 商品投資顧問業者の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度（次条第一項において、「収支見込対象期間」という。）における当該業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。次条第一項第一号において同じ。）の見込みを記載した書面、当該業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

第四條に次の一号を加える。

十一 営業所の所在地、平面図、面積及び人員を記載した書面

第四條の次に次の一条を加える。

（許可の審査基準）

第四條の二 主務大臣は、法第五條第一項（法第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請（次項において単に「申請」という。）が法第六條第一項第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する事業年度にあっては、業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）を通じて令第五條第一項に規定する額（同条第二項に規定する会社にあつては、同項に規定する額）を下回らない水準に維持されると見込まれること。

二 商品投資顧問業者の収支の見込みが、収支見込対象期間内に黒字になると見込まれること。